

## ニセコ町まちづくり基本条例の意義とこれから

### 開催日時等

日 時：平成26年2月19日（水）15時00分～17時10分

場 所：ニセコ町民センター小ホール

講 師：出石 稔氏（関東学院大学法学部 教授）

参加者：20名（町民・職員）

タイムスケジュール

15:00 開会挨拶

15:05 講習会 「まちづくり基本条例のさらなる推進に向けて」

講師 関東学院大学 教授 出石 稔 氏

15:40 参加者の皆さんによるワークショップ

（ワールドカフェ方式）

1部 「まちづくりを進める上で足りないと思うこと」

2部 「基本条例の役割はどうあるべきか」

17:00 総評

17:10 終了

### 講習会「まちづくり基本条例のさらなる推進に向けて」内容

まちづくり基本条例を熟知している関東学院大学法学部教授の出石 稔氏から、まちづくり基本条例について講演いただいた。

まず「まちづくり基本条例」の背景について、説明があった。地方自治の本来の姿は、国や道の指図を受けない「団体自治の原則（自由主義）」と、地域のことは、地域の住民で決め実行する「住民自治の原則（民主主義）」から成立している。しかし、実際には長い間中央集権体制が続いていて、国や道が権力を持っていた。

地方分権改革が進んだのは、平成12年（2000年）の「地方分権一括法」が施行を始め、地方税財源の三位一体の改革（2004年～2006年）、また現在も続いている第2次地方分権改革による。

その中で、地域の課題の多様化や自治体の自治運営の高度化など様々な自治をめぐる変革が起こっており、住民本位の自治を自治体が自らどう進めていくかということが問われている。

次に、「まちづくり基本条例」の意義と内容について話があった。基本条例は、自治体運営の確立、自治体ルールの再構築（条例の体系化）及び、住民自治の確立のための最高規範的位置づけと言ってよい。条文は、自治の理念から始まり、憲法と同じく人権・統治・最高規範性について



書かれている。また、まちづくり基本条例は、特に個別条例等で設けられる独自制度の根拠や、個別政策の拠り所を明確にすることができるものである。

最後に、岐阜県多治見市を例に挙げ、自治基本条例の運用について話があった。まちづくり基本条例を適切に運営させることで、職員、行政、町民、地域、国が変わり、地域主権社会によって、個性豊かで活力に満ちた社会が実現可能！また、まちづくり条例改定は必要に応じてするので、必ずしも改定しなければならないということはない。必要があればすればよいとのことであった。

### ワークショップ（意見交換）内容

まず、参加者が3グループに分かれ2つのテーマについて意見交換を行った。テーマ1では、「まちづくりを進める上で足りないと思うこと」についてを、次に、グループのメンバーを替え、テーマ2の「基本条例の役割はどうあるべきか」について話し合った。

その後、テーマ1・2について、各々のグループで出た意見を発表者が発表した。

ワールドカフェ方式によりカフェにいるような雰囲気の中で、グループ内で意見交換しあった。

#### ※テーマ1

「まちづくりを進める上で足りないと思うこと」

Aチーム（発表者：林、書記：大野、甲谷、浅井、深澤、坪井、佐々木）

- ・ 色々なスキルを持った人がいるが、よく知られていない。
- ・ 新住民と昔から住んでいる人の意識の違い。
- ・ まちづくり基本条例への関心の薄さ、意義がわからない。
- ・ なかなか忙しく、まちづくりを考える余裕（時間・経済的）がない。
- ・ 交通の便があまりよくない。
- ・ 景観が良くないところもある。
- ・ 観光客のニーズを知る機会

Bチーム（発表者：樋口、書記：本間（香）、松田、桜井、青木、齊藤（彰））

- ・ 策定当初の熱意
- ・ 住民自治の後退（高齢化）
- ・ まちづくり基本条例への理解
- ・ 住民の要求が大きい

Cチーム（発表者：齊藤（う）、書記：前川、宮川、本間（眞）、中田、馬淵）

- ・ 住民参加



- ・ 情報の発信方法
- ・ キーとなるコミュニティの場
- ・ リーダーとなる人材
- ・ 町全体でのイベントなどのスケジュール調整
- ・ 交通機関
- ・ 行政と町民との格差がありすぎる。

※テーマ2「基本条例の役割はどうあるべきか」

Aチーム（発表者：斉藤（う）、書記：大野、浅井、桜井、宮川、中田）

- ・ 住みよい町にしていくための手段
- ・ 中身の実践
- ・ 住民一人一人が「自治」を認識すること
- ・ 情報共有
- ・ 住民参加の促進

Bチーム（発表者：馬淵、書記：本間（香）、甲谷、深澤、本間（眞）、坪井）

- ・ 町長が変わっても住民本位の町政は変わらない。
- ・ 情報収集の手段
- ・ まちの取組の伝達を保障するもの
- ・ 意見に対する処理過程の明確化
- ・ 全自治体の見本であり続ける

Cチーム（発表者：樋口、書記：前川、林、松田、青木、齊藤（彰））

- ・ 若い世代へのバトン
- ・ 住民と職員が褒め合えるもの
- ・ 空気
- ・ 情報発信
- ・ 重要さの認識

## **総評**

3グループからの発表を受け、最後に出石教授から総評をいただいた。総評内容は次のとおり。

参加者の議論を聞いていて、まちづくり基本条例に魅力を感じて町外から移住してきた方もとの話も出ていたが、この基本条例は万能ではないと感じたと思う。自治体の憲法といわれるが、やはり憲法とは違う。憲法はあることで基本的人権が守られている。いづれにしても、制定したらバラ色に変わっていくものではないことがわかったと思う。

それでは、どうするかという話になるが、今日の議論や今後の3次改正委員会での議論により条例を改正したら解決するかと言ったら、おそらくそうではない。

もちろん改正の必要があったら改正していけば良い。本来の目的は、そうではなくて「条例をどう使うか」という認識を、皆が又持ち直して、この「まちづくり基本条例を使っていくか」と

いうところにあるのではないか。

ワークショップのまとめとしては、1つのグループで、「熱意が足りないのではないか」という意見が出ていた。この意見に対して、グループ内でも「誰に対して熱意がないと言っているか」との意見が出ていましたが、じゃ、その熱意が足りないとするならば、その熱意を伝承していかなければならない。その伝承する手段が、まちづくり基本条例にならないかというのが1点。

同様に、「目線を同じくする」と意見がありました。これは正直言って難しいところがある。行政は公権力の行使する側であるし、住民の方から、「参加、参加と言っても、町民には仕事があって忙しい」「職員は仕事でやっているが、町民は皆仕事がある」という話があることを以前の町長から聞いたことがある。確かに、そのとおりでありますが、その立場の違いを何とか乗り越えて、同じ目線の高さで進めていくため、基本条例はその装置としてあるのではないか。ということを感じた。

いづれにしても、今、この基本条例の存在意義を、再度確固たるものにしていただき、これからも、条例に基づいて、町民や職員が行動していくようになっていただきたい。

条例制定時には、この条例は育てる条例ということを言われていました。育てるということはその時々に合わせて改正することと考えられますが、実は、それだけじゃなくて、その時々に合わせて上手く使っていくことだと思っている。

施行から10年以上経過して、これまで2回の大きな改正を行い、3回目の見直しが進められていますが、条例の存在意義をもう一度確認して、基本である住民参加と情報共有について見直しながら、どう考えて進めていくのか。そして、必要があれば改正していくというような流れで検討を進められていけばよいのではないのでしょうか。

また、「全自治体の見本となる水準を維持していくこと」との言葉がありました。条例というのは、それを裏返して批判的に言うと、条例は本来、手段です。何か、達成すべき目標や目的、課題があって、それに対応する一つの手段です。ところが、今の「全自治体の見本となる水準を維持する」との言葉は、これは目的となります。だけど、これは目的でいいのではないかと思います。

ニセコ町のまちづくり基本条例は、もちろん参加と共有をさらに進めていくことも大事ですが、それをニセコ町のアイデンティティとして、日本に誇れる、世界の誇れる存在になっていくことが、結論としては、全国のスタンダードとして注目され続けるものであるだろうし、あるいは、ただ注目されるだけでなく、ニセコ町の町民が、またニセコ町全体がハッピーになっていくものではないかと思いました。

## **研修会開催の効果と展望**

このたび、公益財団法人北海道市町村振興協会の支援をいただき、講演会「ニセコ町まちづくり基本条例の意義とこれから」及びワークショップ（意見交換）を開催しました。

ニセコ町では、平成13年にニセコ町まちづくり基本条例を制定し、今年度で、第3回目の改定を行うこととしています。しかし、条例制定後12年が経過し、住民の高齢化、新しい移住者の増加など、策定当初の「住民自治」の気運が風化してしまっているところもあります。

また、まちづくり基本条例があることに、町民みんなが満足してしまっているように感じますが、条例は単なる手段だということがわかりました。

今回、講演会及びワークショップの開催により、これからまちづくりを進めていく町民や若い職員が基本条例の意義や内容の基礎知識を知れたこと、また、ニセコ町のまちづくりについて、議論・情報共有できたことは、またとない貴重な時間であったと考えます。

今回ワークショップで議論されたことを、この第3次改正に意見として取り入れながら、これからも全国の自治基本条例の見本となり続けるような「ニセコ町の実態に添った」「活用できる」条例にしていきたいと考えます。